

地区計画の区域内における行為の届出書

年 月 日

(あて先) 新潟市長

届出者 住 所

氏 名

都市計画法第 58 条の 2 第 1 項の規定のに基づき、

- 土地の区画形質の変更
- 建築物の建築又は工作物の建設
- 建築物等の用途の変更
- 建築物等の形態又は意匠の変更
- 木材の伐採

について、下記により届け出ます。

記

- 1 行為の場所
- 2 行為の着手予定日 年 月 日
- 3 行為の完了予定日 年 月 日
- 4 設計又は施工方法

(1) 土地の区画形質の変更		区域の面積			m ²
(2) 建築物 の建築 又は工 作物の 建設	(イ) 行為の種別 (建築物の建築・工作物の建設) (□新築□改築□増築□移転)				
	(ロ) 設 計 の 概 要		届 出 部 分	届出以外の方	合 計
		①敷地面積			m ²
		②建築又は建設面積	m ²	m ²	m ²
		③延べ面積	m ²	m ²	m ²
④高さ	⑤用途				
地盤面から	⑥かき又はさくの構造				
	m				
(3) 建築物等の 用途の変更	(イ) 変更部分の延べ面積				m ²
	(ロ) 変更前の用途		(ハ) 変更後の用途		
(4) 建築物等の形態又は意匠の変更		変更の内容			
(5) 木材の伐採		伐採面積			m ²

備 考

- 1 届出者が法人である場合においては、その法人の名称及び代表者の氏名を記載すること。
- 2 地区計画において定められている内容に照らして必要な事項について記載すること。
- 3 同一の土地の区域について二以上の種類の行為を行おうとするときは、一の届出書によることができる。

添付すべき図面等は次のとおりです。

1. 土地の区画形質の変更にあつては、次に掲げる図面

- (1) 当該行為を行う土地の区域並びに当該区域内及び当該区域の周辺の公共施設を表示する図面で縮尺 1,000 分の 1 以上のもの
- (2) 設計図で縮尺 100 分の 1 以上のもの

2. 建築物の建築、工作物の建設、又は建築物等の用途の変更にあつては、次に掲げる図面

- (1) 敷地内における建築物又は工作物の位置を表示する図面で縮尺 100 分の 1 以上のもの
- (2) 建築物又は工作物の 2 面以上の立面図及び建築物にあつては、各階平面図で縮尺 50 分の 1 以上のもの

3. 建築物等の形態又は意匠の変更にあつては、前号(1)に掲げる図面及び 2 面以上の立面図で市縮尺 50 分の 1 以上のもの

4. 木材の伐採にあつては、次に掲げる図面

- (1) 当該行為を行う土地の区域を表示する図面で縮尺 1,000 分の 1 以上のもの
- (2) 当該行為の施工方法を明らかにする図面で縮尺 500 分の 1 以上のもの

5. その他参考となるべき事項を記載した図書